

(文書等の閲覧)

- 第 18 条** 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第 24 条第 3 項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

- 第 19 条** 聽聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
 - 二 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
 - 三 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
 - 四 前 3 号に規定する者であった者
 - 五 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第 20 条** 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事實を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

- 第 21 条** 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

- 第 22 条** 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。